

日 調 連 発 第 5 2 号

平成 3 0 年 6 月 1 日

各土地家屋調査士会長 殿
連 合 会 役 員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会中間取りまとめの公開
について（お知らせ）

この度、法務省の主催する標記研究会の中間取りまとめが下記において公開されました
ので、参考までにお知らせします。

記

<http://www.kinzai.or.jp/specialty/registration.html>

((一社) 金融財政事情研究会内の上記ウェブサイト中の最下段)

登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会

中間取りまとめ

平成３０年６月

登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会

第1 中間取りまとめの趣旨

近年、不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかないため、所有者を特定することが困難となっている土地（以下「所有者不明土地」という。）の存在が、様々な場面で問題となっている。そして、この問題を契機として、社会経済情勢の変化に伴い、相続による登記が未了のまま放置されている土地（以下「相続登記未了土地」という。）が増加し、不動産登記制度の公示機能が低下しているのではないかと、土地所有権等に関する民法の規律が必ずしも社会の変化に適合していないのではないかとといった、登記制度や土地所有権の在り方等の根幹に関わる指摘がされている。

政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）等で、「今後、人口減少に伴い所有者を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手」することとされた。また、平成30年1月19日には、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な対策を推進するため、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」が開催されるなど、政府一体となって、所有者不明土地問題の解消に向けた取組がされているところである。

本研究会は、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題について、主に民事基本法制の視点からその論点や考え方等を整理することを目的として立ち上げられ、鋭意検討を進めてきた。

本中間取りまとめは、現段階における検討の方向性を取りまとめたものである。

第2 登記制度の在り方

1 相続等の発生を登記に反映させるための仕組み等

(1) 対抗要件主義の検証

ア 検討事項

民法上、不動産物権変動は当事者の意思表示のみによって生じ、不動産登記は物権変動の対抗要件とされている（対抗要件主義）ことが、所有者不明土地の発生の要因の一つであるという指摘がある。このような指摘を踏まえ、現行法上対抗要件主義が果たしている役割や課題について検証するとともに、不動産登記を物権変動の効力要件とする効力要件主義を採用することの是非について検討することとした。

イ 検討の方向性

（対抗要件主義の検証）

対抗要件主義の下においても、売買契約等の意思表示による物権変動の場面では、買主等は自己の権利を保全するために登記をすることが事実上強制されており、これにより、実体法上の権利関係を不動産登記に反映させる仕組みとなっているとの指摘があった一方で、登記を具備しなくとも第三者に対抗することができるとされ、登記へのインセンティブが働かない相続等の場面があるため、実体法上の権利関係を不動産登記に反映するための方策を検討していく必要がある

との意見があった。

そこで、登記を具備しなくとも第三者に対抗することができるとされ、登記へのインセンティブが働かない場面について、丁寧な検証を進め実体法上の権利関係を不動産登記に反映するための方策を検討することとする。

（効力要件主義の採用）

効力要件主義を採用した場合には、売買契約等の意思表示による物権変動の場面では、不動産登記と実体法上の権利関係とが基本的に一致することになるが、相続等の意思表示によらない物権変動の場面では、死亡等の一定の事実に基づいて登記とは無関係に物権変動が生ずることから、登記と実体法上の権利関係との不一致が生じることとなる。そのため、効力要件主義を採用した場合であっても、相続登記が直ちに促進されるわけではないことから、効力要件主義を採用することによる効果については慎重に検討する必要があるとの意見があった。

また、対抗要件主義を前提に様々な制度が構築されている現状を踏まえると、効力要件主義を採用するに当たっては、現行法における実務上の各種工夫（譲渡担保など）への影響や、建物、動産及び債権等の取扱い、民法第94条第2項の類推適用を認める判例法理との関係、民事手続上の観点からの検討も必要であるとの意見があった。

そこで、効力要件主義の採用の是非については、これを採用することによる法制的・社会的な影響や、これを採用することにより得ることのできる効果等を踏まえて、引き続き検討することとする。

(2) 相続登記等の義務化の是非

ア 検討事項

現在、権利に関する登記の申請は、契約の相手方等に対する私法上の義務として強制されることがあるものの、国に対する公法上の義務としては強制されていない。これについて、相続登記未了土地の存在が社会問題化していることを受け、相続による登記等の申請を義務化すべきであるとの指摘があることから、相続登記等の義務化の是非について検討することとした。また、登記官が職権で相続登記等を行うことの是非についても、登記簿と戸籍等との連携等も視野に入れて、検討を行うこととした。

イ 検討の方向性

（相続登記等の義務化の是非）

権利に関する登記の義務化について、対抗要件主義は、必ずしも登記の申請の義務化を妨げるものではないが、対抗要件主義の下で登記申請へのインセンティブが働く売買契約等の取引の場面ではなく、そのインセンティブが働かない相続等の場面に焦点を当てて制度設計してはどうかとの意見があった。

もっとも、仮に登記申請を義務化した場合であっても、登記名義人が死亡しており、その相続人等が申請義務に違反していることを把握することは實際上困難であるほか、仮に登記申請をしたことにより義務違反が判明するのであれば、義務違反の発覚を恐れてかえって登記申請がされなくなる等の懸念もあり、実効性の確保が重要な課題であるとの指摘があった。

そこで、相続登記等の義務化の是非については、実効性の確保の点等も踏まえて検討を進めることとする。

(職権による相続登記等の是非)

登記官が職権で権利に関する登記を行うことの是非については、例えば、二重譲渡の場面で職権による登記を認めることとした場合には、当事者の申請による登記の先後をもって両者の優劣を決する対抗要件主義に抵触してしまうため、少なくともこうした場面については職権による登記を認めるべきではないとの意見があった。

また、仮に登記申請義務を履行しない場合に職権による相続登記等を行うとした場合には、かえって登記申請がされなくなるおそれがあるほか、自分の情報は自分で管理するという観点からは、あくまで申請によることが原則であり、職権による相続登記等は例外的な場合とすべきであるとの意見があった。

さらに、職権による登記を認めるとしても、その内容については、登記名義人の死亡の事実にとどめるべきとの意見がある一方、それでは数次相続が発生していることが登記簿上判明しないとの指摘があった。

そこで、職権による相続登記等の是非については、その要件や適用場面等も含めて検討を進めることとする。

(戸籍等との情報連携)

戸籍等との情報連携に関しては、積極的に活用して、住所情報を含む登記名義人の異動情報を登記記録に反映させることができないかとの意見があったが、情報連携の具体的方法については更に検討する必要があるとの指摘があった。

そこで、今後、登記簿と戸籍等との連携による所有者情報を円滑に把握する仕組みの構築に向けて、検討を進めることとする。

- (3) 以上のとおり、対抗要件主義の検証及び相続登記等の義務化の是非については、相続等が生じた場合に、その事実をどのようにして適切に登記に反映させるかという点が議論の中心になっており、重複する論点も多いため、今後、相続等の発生を登記に反映させるための仕組みの在り方という観点から、総合的に検討を進めることとする。

2 変則型登記の解消

(1) 検討事項

所有者不明土地の要因の一つとして、表題部所有者の氏名及び住所が正常に登記されていない変則的な登記（以下「変則型登記」という。）（注）となっている土地の存在が指摘されている。変則型登記については、戸籍等の公的記録のみから所有者を特定することが困難であり、歴史的な経緯や管理状況等を詳細に調査しなければ所有者を特定することができないものが多く、公共事業等の円滑な実施を阻害する要因となる。また、変則型登記のままでは、所有権の保存の登記を申請することが困難であり（不動産登記法第74条第1項）、土地の取引等にも支障を来すこととなる。そこで、変則型登記を解消する方策について、検討することとした。

(注) 変則型登記の例

①表題部所有者欄に氏名のみが記録されており、その住所が記録されていない土地（氏名のみ土地）、②「A外〇名」などと記録され、「A」の住所並びに他の共有者の氏名及び住所が記録されていない土地（記名共有地）、③「共有惣代A」などと記録され、「A」の住所並びに他の共有者が記録されていない土地（共有惣代地）、④「大字〇〇」等の大字名や集落名で記録されている土地（字持地）など

(2) 検討の方向性

変則型登記となっている土地については、所有者を特定するために多大な費用や労力が必要である上、調査を尽くしても結局所有者の特定に至らず、取引をすることができない事例があるとの指摘があった。

このような土地の中には、認可地縁団体の不動産登記申請の特例（地方自治法第260条の38及び第260条の39）を活用して変則型登記を解消することができるとある。これを利用することができない場合には、例えば、記名共有地について、氏名が判明している「A」を被告とする訴訟を提起し、擬制自白とならないように被告に争わせるなどして、その土地が原告の所有に属することが証拠に基づいて認定された勝訴判決を得て、所有権の保存の登記を申請することができるという先例があるものの、このような先例の取扱いが煩雑であるとの指摘があった。他方で、登記官が職権で表題部所有者の更正の登記をしようとしても、所有者を認定することができるまでの心証に至る疎明資料が乏しいとの指摘もあった。

これらの指摘を踏まえ、訴訟によらずに、簡易に表題部所有者を確定させる手続を設ける必要があるとの意見や、登記官の職権による表題部所有者の更正の登記を行うための法制的な措置を講ずる必要があるとの意見があった。

そこで、変則型登記を解消していくための方策について、必要な法制的な措置を講ずるため、具体的な仕組みを検討することとする。

3 登記手続の簡略化

(1) 検討事項

所有者不明土地の要因の一つとして、登記手続の負担感が指摘されている。特に、そのことが問題となり得る類型として、相続による登記手続及び時効取得を原因とする登記手続の簡略化を検討することとし、併せて、既にされている権利に関する登記の抹消手続についても簡略化を検討することとした。

(2) 検討の方向性

（相続による登記手続の簡略化）

相続による登記手続が進まない主たる原因の一つとして、遺産分割協議が成立しないことがあるが、相続登記の促進により、遺産分割前の法定相続分による相続登記が増加することも予想されることから、法定相続分による相続登記がされた後に遺産分割をした場合には、遺産分割により所有権を取得した者が、遺産分割を原因とする更正の登記を単独で申請することができるようにすべきであるとの意見があった。この他にも、遺贈や死因贈与等についても単独申請を認めるべきであるとの意見がある一方、共同申請主義の例外を認めることについては慎重な検討が必要

であるとの指摘もあった。

そこで、共同申請主義との関係も踏まえつつ、相続登記による登記手続の簡略化について、引き続き検討を進めることとする。

(時効取得を原因とする登記手続の簡略化)

占有者に取得時効が成立している場合であっても、時効取得を原因とする所有権の移転の登記をするには訴訟提起等が必要なことが多く、当事者にとっては手続的負担が大きいため、負担軽減が望まれる一方で、登記義務者の保護についても慎重な検討が必要であるとの意見があった。

また、共同相続人の一部の者が被相続人名義の土地を長期間にわたり占有している場合において、その占有が自主占有と認められ、取得時効が成立するときについて、その時効取得を原因とする所有権の移転の登記手続の簡略化に当たっては、自主占有を認めるための事情に関する判例の考え方（最高裁昭和47年9月8日判決民集26巻7号1348頁等）について更に検討する必要があるほか、登記官がどのようにして時効取得の要件の充足を認定するかや、他の共同相続人の手続保障についての検討が必要であるとの指摘があった。

さらに、登記義務者の所在が知れない場合の時効取得を原因とする所有権の移転の登記手続の簡略化については、公示催告の申立て及び除権決定を参考にした制度のほかに、訴訟法上の特別代理人のような制度や、支払督促のように異議があれば訴訟に移行する制度が考えられるとの意見があった。

そこで、これらの点を中心として、取得時効を原因とする登記手続の簡略化について、引き続き検討を進めることとする。

(既にされている権利に関する登記の抹消手続の簡略化)

既にされている権利に関する登記の抹消手続については、例えば、買戻期間満了後長期間経過した後もそのままになっている買戻しの特約の登記の抹消などで苦慮することが多いが、不動産登記法第70条を見直し、担保権以外の権利に関する登記の抹消手続の簡略化や、登記名義人が法人である場合における「登記義務者の所在が知れない」との要件の意義等を検討すべきとの意見があった。

そこで、今後、これらの点を中心として、既にされている権利に関する登記の抹消手続の簡略化について、検討を進めることとする。

また、いずれの登記手続の簡略化についても、登記の真正の確保や登記義務者の手続保障等を図ることに留意しながら、登記手続をしやすくする方策の検討を進めることとする。

4 登記の公開の在り方等

(1) 検討事項

登記簿と戸籍等との情報連携を視野に入れた登記名義人等の特定方法について検討するとともに、個人情報に関する国民の意識の高まりを踏まえた登記の公開の在り方について検討することとした。

(2) 検討の方向性

登記名義人等の特定方法については、登記簿と戸籍等との連携による所有者情報

を円滑に把握する仕組みを構築するために、どのような方法によることが相当かとの観点から検討を進めることとする。また、個人情報に関する国民の意識の高まりを踏まえた登記の公開の在り方については、不動産に関する権利を公示するための制度であるという登記制度の目的等も踏まえつつ、引き続き検討することとする。

第3 土地所有権等の在り方

1 土地所有権の民事基本法制上の位置付け

(1) 検討事項

我が国においては、所有権の絶対性の観念が広く浸透しているため、土地所有権を制約する立法が困難であるなど、土地所有権が強大であることが、所有者不明土地の有効利用に当たっての障害となっているとの根強い見方があることから、土地所有権の「強大性」につき検討することとした。

(2) 検討の方向性

近代私法の基本理念の一つである所有権絶対の原則は、元来、所有権に対する公共の観点からの制約がありうることを前提としている。

現代においては、社会経済の複雑化に伴い、多様な利害の調整が要請されることから、所有権絶対の原則に対する公共の観点からの諸制約は、きわめて多岐にわたっており、特に、土地については、土地基本法が定める土地についての基本理念や土地の用途・特性を踏まえて、所有権に対する諸種の制約が法令で定められている。

民事基本法制において、所有権は、基本的な権利であるが、法令の制限内において自由に所有物の使用、収益、処分をする権利とされている（民法第206条）。所有権絶対の原則に関する前記理解を踏まえるならば、各施策領域において、土地基本法の公共の福祉優先等の基本理念や各種法令で定められる土地所有者の責務等に基づき、社会経済情勢の変化に合わせて、所有権に対する適切な制約の在り方が追求されることを民事基本法制が妨げるものではない。

以上については、本研究会として意見の一致を見たものであるが、今後は、上記の土地所有権の位置付けを踏まえ、民事における土地利用の円滑化の観点から、民事基本法制における下記の具体的論点についても検討を深めることとする。

2 土地を手放すことができる仕組み等

(1) 検討事項

所有者不明土地を防止する方策の一つとして、土地所有権の放棄を認めるべきではないかとの指摘がある。現行法上、土地所有権を一方的に放棄することができるかどうかについて、最高裁判例は見当たらず、見解も分かれているところであり、法制的な措置を講ずることを含め、土地所有権の放棄の是非について検討することとした。

そして、仮に土地所有権の放棄を認める場合には、放棄された土地の受け皿が問題となることから、放棄された土地の帰属先についても検討することとした。

さらに、所有者不明土地の中には、土地所有者が土地の管理を事実上放棄しているものも多く存在すると考えられることから、一定期間にわたり管理がされてい

い土地について所有権が放棄されたものとみなすといった、みなし放棄制度の導入の是非についても検討することとした。

(2) 検討の方向性

(土地所有権の放棄の是非)

現行法上、土地所有権の放棄ができるかについては、放棄は可能であると解する見解もあるが、所有権は権利と義務の総体というべきものであり、所有者の意思で、一方的に放棄して義務を免れることができるとは解し難いとの意見や、仮に土地所有権を一方的に放棄できるとすると、民法第239条第2項により土地は国庫に帰属し、所有者の一方的意思表示で土地の管理費用等の負担を国に付け替えることができることになり不合理であることなどからすると、現行法上、所有者の単独の意思表示による土地所有権の放棄はできないと解すべきとの意見があった。

また、土地所有権の放棄を可能とする立法措置を講ずるに当たっては、所有者が土地所有権を放棄してその経済的負担等を免れることを許容できる場合があるかを具体的に考えなければならず、放棄の要件、放棄された土地の帰属先などの実質的要件をまず検討する必要があるとの意見があった。

(放棄された土地の帰属先)

放棄された土地所有権の帰属先については、国、地方公共団体、ランドバンク等の機関が考えられるが、いずれにするのが適切かは、財政負担の観点等から考える必要があるとの意見や、土地がいったん国庫に帰属した場合には、利用要望があったとしても法令の範囲内での対応が求められることから、帰属後の土地利用の在り方の観点を含めた議論が必要であるとの意見があった。

(みなし放棄制度の導入の是非)

一定期間にわたり管理がされていない土地について、所有権が放棄されたものとみなす制度については、上記の意思表示に基づく放棄の議論と密接に関連することから、この議論を深めた上で、引き続き検討されるべきであるとの意見があった。

(検討の方向性)

そこで、土地所有権の放棄を認めるには立法措置を講ずる必要があるという基本的な理解の下、土地所有者が一方的に管理責任を帰属先の機関に押し付けることがないような放棄の要件・手続の在り方や、民事における土地利用の円滑化に資する帰属先の機関の在り方につき、引き続き検討を進めるとともに、みなし放棄制度の導入の是非についても議論を深め、土地所有権を手放すことができる仕組み等の在り方につき、関係機関と連携して、国土政策や広い意味での公有財産政策等の幅広い観点から総合的に検討を進めることとする。

3 土地利用の円滑化を図る仕組み

(1) 相隣関係の在り方

ア 検討事項

相隣関係に関する規律の実質的内容は、明治29年の民法制定時から変わっていないが、隣地所有者が所在不明である場合等に適切に対応できないことがある

との指摘がある。そこで、規律の現代化を含め、相隣関係の在り方について検討することとした。

イ 検討の方向性

隣地使用权（民法第209条）については、隣地所有者が所在不明である場合に関する規律が明確でなく、測量や境界確定等のために隣地を使用する必要性が生じたときの所有者探索等にかかる手続的負担が大きいことから、規律の見直しに向けた検討が必要であるとの意見があった。これに関連して、所有権の境界の画定に関する規律を設ける必要があるとの意見があった。

また、民法上、ライフラインの導管等の設置のための隣地使用の規定がなく、実務上、囲繞地通行権等の規定の類推適用により対応しているが、取扱いが定まっていないため、導管等の設置のための隣地使用について、規律の現代化・明確化に向けた検討が必要であるとの意見がある一方で、ライフラインについては各種の公法的規制があるため、これを踏まえて論点を整理していく必要があるとの指摘があった。

さらに、民法第233条において、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、自力で切除することができるが、枝については竹木所有者に対して切除を請求しなければならないとされていることに関し、管理が放棄された所有者不明土地の竹木の枝が隣地に伸びている場合に対応することができないため、規律の現代化を図る必要があるとの意見があった。

そこで、相隣関係の規律の見直しの在り方について、各種の公法的規制や外国法制を踏まえつつ、民事における土地利用の円滑化の観点から、引き続き検討を進めることとする。

(2) 共有地の管理等の在り方

ア 検討事項

共有物の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決することとされ、共有物の変更・処分は、共有者全員の同意を得ることが必要とされているが、土地共有者の一部が所在不明である場合には、適切に対応できないことがある。そこで、共有地の管理等の在り方について検討することとした。

イ 検討の方向性

共有地の利用行為が、共有物の管理に関する事項や変更・処分に当たる場合において、共有者の一部が所在不明であるときは、その同意を得ることができないため、利用が困難になる上、相隣関係においても、隣地所有者が、共有者の一部が所在不明である共有地の利用を必要とするときに、共有の法律関係が問題となることがあり、民法の規律が現代的問題を処理しきれていないのではないかととの意見があった。

また、共有関係にあることによって弊害がある場合には共有物の分割によって共有関係を解消することが考えられるが、共有の解消を容易にするため、裁判による共有物分割の在り方のほか、裁判以外の共有の解消方法の在り方について検討する必要があるとの意見があった。

相続登記未了土地は、共有状態にあるものが多いと考えられることから、所有者不明土地問題の解決のためにも、土地の共有に関する規律の見直しは重要な課題であり、民事における土地利用の円滑化の観点から、共有地の管理等の在り方とともに、共有の解消方法等の在り方について、引き続き検討することとする。

(3) 財産管理制度の在り方

ア 検討事項

財産管理制度（不在者財産管理制度・相続財産管理制度）は、所有者不明土地問題への対応策として、私人間の問題の解決や公共事業のための用地取得など、様々な場面で活用され、重要な機能を果たしている。他方で、財産管理制度は、不在者の財産全般又は相続財産全体を管理することとされているため、特定の財産についてのみ管理が必要な場合であっても、財産全体を管理することを前提とした事務作業や費用等の負担を強いられ、手続が長期化する要因となっているとの指摘がある。

そこで、このような指摘を踏まえ、財産管理の機能の向上を図る方策を検討することとした。

イ 検討の方向性

所有者が不在等の場合にその財産の一部のみを管理する方策については、現在の財産管理制度の基本的な枠組みを維持しつつ、財産を管理する目的を踏まえ、必要に応じて不在者等の財産の一部を管理する仕組みを創設することが考えられるとの意見があった。他方で、不在者等の利益保護にも配慮することが必要であり、特に他人による利用や取得を目的として不在者の財産の一部を管理する仕組みを設けることについては慎重な検討が必要であるとの指摘があった。

また、財産管理人選任申立てを行うことができる者の範囲については、現行法上申立てが可能な「利害関係人」の意義を探究した上で、財産を管理する目的を踏まえ、その範囲の拡大の是非について引き続き検討することが必要であるとの意見があった。

そこで、財産管理制度の現在の運用の実態を踏まえ、不在者等の財産の一部を管理することができる仕組みの在り方や、申立権者の範囲の拡大の是非等、財産管理の機能を向上させる方策について、不在者等の利益保護についても配慮しながら、引き続き検討を進めることとする。

第4 今後の進め方

本研究会の検討事項は、いずれも、国民の社会経済活動の基盤である民事基本法制の根幹に関わるものであり、幅広い観点から検討していく必要がある。

その一方で、今後、高齢化や人口減少が進み、相続が繰り返される中で、所有者不明土地問題は更に拡大していくことが想定されるのであり、早急に論点や考え方等を整理し、具体的な対策を講じていかなければならない。

本研究会は、こうした問題意識のもと、本年度中に、あるべき仕組みの構築に向けた検討の方向性や課題を提示する報告書を取りまとめることを目指して、研究を更に

加速させていくこととする。

登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会 委員名簿

(五十音順, 敬称略)

座 長	山野目 章 夫	早稲田大学大学院法務研究科教授
	沖 野 眞 己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	垣 内 秀 介	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	加 藤 政 也	司法書士
	金 親 均	東京法務局立川出張所長
	佐久間 毅	同志社大学大学院司法研究科教授
	水 津 太 郎	慶應義塾大学法学部教授
	鈴 木 泰 介	土地家屋調査士
	橋 本 賢二郎	弁護士
	松 尾 弘	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	山 本 隆 司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(関係官庁)

最高裁判所, 国土交通省, 農林水産省, 林野庁, 財務省, 法務省

登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会 開催状況

第1回 平成29年10月2日

- 議題(1) 本研究会の検討事項について
- (2) 本研究会の進め方について

第2回 平成29年12月19日

- 議題 対抗要件主義の検証について

第3回 平成30年1月31日

- 議題(1) 近時の動向について
- (2) 登記の義務化の是非について
- (3) 土地所有権の強大性について

第4回 平成30年2月23日

- 議題(1) 変則型登記の解消について
- (2) 土地所有権の放棄について

第5回 平成30年3月27日

- 議題(1) 相隣関係の在り方について
- (2) 登記手続の簡略化について(1)

第6回 平成30年4月23日

- 議題(1) 財産管理制度の在り方について
- (2) 登記手続の簡略化について(2)
- (3) 中間取りまとめの方向性について

第7回 平成30年5月28日

- 議題(1) 共有の在り方について
- (2) 登記の公開の在り方等について
- (3) 中間取りまとめについて